

別記第2号様式(第3条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

事業所番号 所在地
事業者 名称
(設置者) 代表者の氏名 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、身体障害者福祉法第17条の20(第17条の27)の規定により届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号									
	名称					所在地				
	サービスの種類									
変更があった事項					変更の内容					
1:事業所(施設)の名称					(変更前)		(変更後)			
2:事業所(施設)の所在地(設置の場所)										
3:申請者(設置者)の名称										
4:主たる事務所の所在地										
5:代表者の氏名及び住所										
6:定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本 又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)										
7:事業所(施設)の平面図及び設備の概要										
8:事業所(施設)の管理者の氏名及び住所										
9:事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所										
10:運営規程										
11:居宅生活支援費(施設訓練等支援費)の請求に関する事項										
12:事業所の種別(併設型・空床型の別)										
13:併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員										
14:協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容										
15:当該申請に係る事業の開始予定年月日										
16:併設する施設がある場合の当該併設施設の概要										
変更年月日					平成 年 月 日					

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式(第3条関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

熊本県知事 様

事業者 所在地
 名称
 代表者の氏名 印

次のとおり事業の廃止(休止・再開)しましたので、身体障害者福祉法第17条の20の規定により届け出ます。

		事業所番号											
廃止(休止・再開)する事業所	名 称												
	所 在 地												
廃止・休止・再開した年月日		平成 年 月 日											
廃止・休止した理由													
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)													
休止予定期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日											

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

別記第4号様式(第4条関係)

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

設 置 者 所 在 地
名 称
代表者の氏名 印

身体障害者福祉法第17条の29の規定により、次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号																		
指定を辞退する施設	名																		
	所 在 地																		
指定を受けた年月日	平成 年 月 日																		
指定を辞退する年月日	平成 年 月 日																		
指定を辞退する理由																			
現に施設に入所している者に対する措置																			

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成 14 年 8 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 73 号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知的障害者福祉法(昭和 35 年法第 37 号。以下「法」という。)及び同法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 16 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定居宅支援事業者(法第 15 条の 5 第 1 項の指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。)及び指定知的障害者更生施設等(法第 15 条の 11 第 1 項の指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。)の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定の申請等)

第 2 条 法第 15 条の 17 第 1 項又は法第 15 条の 24 第 1 項の規定による申請は、指定居宅支援事業者(指定知的障害者更生施設等)指定申請書(別記第 1 号様式)により行うものとする。

2 指定居宅支援事業者又は指定知的障害者更生施設等の設置者は、指定を受けた旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 15 条の 20 又は法第 15 条の 27 の規定による届出は、施行規則第 36 条第 1 項又は施行規則第 38 条に定める事項の変更に係るものにあつては変更届出書(別記第 2 号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(別記第 3 号様式)により行うものとする。

(指定の辞退)

第 4 条 法第 15 条の 29 の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(別記第 4 号様式)により行うものとする。

(公示)

第 5 条 法第 15 条の 23 又は法第 15 条の 31 の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定居宅支援事業者の事業所又は指定知的障害者更生施設等の名称及び所在地(指定居宅支援事業者の事業所の名称又は所在地の変更の場合にあつては、変更前及び変更後の名称又は所在地)

(2) 指定居宅支援事業者又は指定知的障害者更生施設等の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(3) 指定、変更、廃止、辞退又は取消しの年月日

(4) 事業所番号

(5) 事業又は施設の種類

(市町村への情報提供)

第 6 条 知事は、指定居宅支援事業者又は指定知的障害者更生施設等の指定をしたとき、法第 15 条の 20 若しくは法第 15 条の 27 の規定による届出若しくは法第 15 条の 29 の規定による指定の辞退があつたとき、又は法第 15 条の 22 若しくは法第 15 条の 30 の規定による指定の取消しをしたときは、市町村長に対して、前条各号に掲げる事項その他必要な事項を通知するものとする。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。